

資格外活動許可書の取扱について

留学生のみなさん

2010年（平成22年）7月1日より、改正入管法の施行に伴い、資格外活動許可書については、大学での手続き（書類の提出及び受領）は必要なくなりました。（これまでは「副申書」をお渡ししていましたが、不要となりました。）

したがって、資格外活動許可の申請は、直接入国管理局へ行って申請をして下さい。

<<資格外活動許可申請に必要な書類>>

1. 資格外活動許可申請書（入国管理局、または下記入国管理局のホームページから入手可）
入国管理局：<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>
2. 外国人登録証明書（カード）
3. 学生証
4. パスポート

但し、「留学」の在留資格の学生が、東京大学でRA・TAの仕事をする場合は、資格外活動許可を受ける必要はありません。

教養学部等教務課
国際交流支援係